

平成 30 年 11 月 19 日

総務省政策統括官（統計基準担当）統計審査官室

全国消費実態調査における調査事項の変更に係る審議状況

1. OECD 所得定義の改定による変更

平成 30 年 10 月 15 日（月）開催 第 89 回人口・社会統計部会（全国消費実態調査及び家計調査の変更について）
総務省統計局作成 資料 3（抜粋）

d 年収・貯蓄等調査票

(a) 今回、変更する「年間収入」「仕送り金」や、「貯蓄現在高」における投資信託の特掲等については、どのような理由から見直しを行うのか。また変更により、どのような効果や支障が生じるのか。

< d (a) 回答 >

< 年間収入・仕送り金 >

「相対的貧困率」等の算出基準となっている OECD 所得分布国際データベース (OECD Income Distribution Database) における「可処分所得」等の算出に際し、2012 年から採用されている基準との整合性を高めるため、既存項目の分割や新設により「社会保障給付金(公的年金・恩給以外)」、「企業年金受取金」、「個人年金受取金」、「親族などから仕送りをしてもらった額」「親族などに仕送りをした額」という項目構成とした。これにより相対的貧困率などの国際比較性を高めることができる。

なお、報告者負担の面では、基本的にはこれまで「年間収入」として把握していた範囲の再編に留まり、個々の項目も定義上明確で報告者が記入に迷うことも少ないと考えられるため、新たな負担にはつながらないものと考えられる。

< 貯蓄現在高 >

2014 年調査の「貯蓄現在高」において投資信託の金額を記入する際は、投資信託のうち、運用対象に株式を組み入れることが可能なものは「株式 株式投資信託」欄、運用対象に株式を一切組み入れず、公社債を中心に運用するものは「債券 公社債投資信託」欄に記入することとしており、「株式」、「債券」、「投資信託」のそれぞれを表章することはできず、他の金融資産統計との相互比較性を欠くほか、調査票記入においては、調査世帯が投資信託を内容によって分割し、株式や債券と足し合わせることを求めており、報告者の負担となっていた。

なお、OECD 資産分布国際データベース (OECD Wealth Distribution Database) の資産分類でも、投資信託は独立した金融資産として項立てしている。

統計の相互比較性の確保、OECD から求められる結果表への対応及び報告者負担を軽減する観点から、記入方法を見直し、投資信託は独立した金融資産として項立てして調査する。

2. OECDの等価可処分所得の算出基準見直しによる変更

平成30年10月29日（月）開催 第92回人口・社会統計部会（全国消費実態調査及び家計調査の変更について）
総務省統計局作成 資料1-2（抜粋）

年収・貯蓄等調査票（案）に一部項目を追加する修正案について

全国消費実態調査では、年収・貯蓄等調査票によって、世帯の年間収入の構成を把握しており、これにより家計の収入構造や、消費支出及び資産・負債との関係を明らかにする統計の作成を行っており、加えて、同調査票から得られる情報を用いて、相対的貧困率やジニ係数等の算出を行っている。

これらの指標算出に当たって推計している等価可処分所得については、OECDの算出基準が改定され、他の世帯への「仕送り金支出」及び「企業年金掛金」（自己負担分）を収入から控除する算出方法に変更された（下図参照）ことを踏まえ、次回全国消費実態調査においては、年収・貯蓄等調査票に仕送り金の年間支出額を調査項目に追加するとともに、企業年金掛金について、簡易調査での精度が懸念されるものの家計簿の記入内容を基に推計する計画案としていた。

一方、等価可処分所得の算出において、収入から控除する税・社会保険料については、固定資産税・都市計画税、自動車税・軽自動車税・自動車重量税の資産保有税についての取扱いが旧基準では不明確であり、収入概念との整合性から対象外として扱っていたが※、新基準においては、控除対象の税について「所得及び資産に対し課される直接税」と明確化され、OECD事務局と協議の結果、「資産に対し課される税」に日本の固定資産税・都市計画税、自動車税・軽自動車税・自動車重量税を含め、等価可処分所得の算出の見直しに合わせて控除項目として取り扱う推計としてほしい旨の要請があったところ。

これらについて、世帯の年間支払額を推計することは困難であるため、調査計画案の一部を見直し、年収・貯蓄等調査票において上記資産保有税の年間支払額を調査項目として追加し、合わせて推計精度が懸念される企業年金掛金についても直接調査する調査票に改めることとしたい。また、家計調査世帯特別調査票においても、これに合わせ、固定資産税等の調査項目を追加することとしたい（企業年金掛金は家計簿から把握可能）。

（参考）OECD等価可処分所得 新旧基準比較

【旧基準】等価可処分所得	=	雇用者所得
	+	財産所得（個人年金を含み、 <u>企業年金を含む</u> ）
	+	事業所得（農林漁業その他の事業収入）
	+	移転所得（社会保障給付）
	-	移転支出（税・社会保険料）
【新基準】等価可処分所得	=	雇用者所得
	+	財産所得（個人年金を含み、 <u>企業年金を除く</u> ）
	+	事業所得（農林漁業その他の事業収入+ <u>自家消費</u> ）
	+	移転所得（社会保障給付+ <u>企業年金受取金+仕送り金収入</u> ）
	-	移転支出（税・社会保険料+ <u>企業年金掛金+仕送り金支出</u> ）

※OECDの旧基準では、「世帯により直接支払われる税」を控除するのみ定義し、資産保有税の扱いは不明確であった。全国消費実態調査では、1999年調査から開始した等価可処分所得の算出に当たり、従前の旧経済企画庁による推計の考え方を踏襲し、収入に帰属家賃等を含まないことと整合的にするため固定資産税等は控除対象外と整理

<回答（総務省統計局）>

OECDの基準では、不動産関係の税と動産関係の税を分けて報告するよう求められていないことや、記入者の負担感や調査票様式のレイアウトなどを考慮した上で、必要最小限のものとして、現行の案（5税をまとめて把握すること）としたところである。御指摘を踏まえて検討の上、次回部会において追加説明したい。

平成30年11月12日（月）開催 第92回人口・社会統計部会（全国消費実態調査及び家計調査の変更について）

総務省統計局作成 資料1（抜粋）

1 固定資産税・自動車税等の把握について

前回部会の議論を踏まえ、年収・貯蓄等調査票及び家計調査世帯用特別調査票のデザインを工夫し、調査世帯の圧迫感を低減するよう努めつつ、別紙1～3のとおり不動産に対する税と自動車に対する税を別々に把握することとしたい。

「別紙1 年収・貯蓄等調査票」より抜粋

Ⅲ 企業年金掛金・固定資産税などについて

あなたの世帯が過去1年間（2018年11月から2019年10月まで）に支払った年金掛金や税金のうち、以下の合計額はどれくらいになりますか。

- | | | | | |
|---|-------|------------------------------|---------|----|
| (1) 企業年金の掛金（本人負担分のみ） | ----- | [<input type="radio"/> あり → | 百 十 一 | 万円 |
| ※厚生年金保険や国民年金の保険料，個人型確定拠出年金（iDeCo）の掛金は含みません。 | | [<input type="radio"/> なし | ● ● ● | |
| (2) 固定資産税・都市計画税 | ----- | [<input type="radio"/> あり → | 千 百 十 一 | 万円 |
| ※事業用に納めている税額は除いてください。 | | [<input type="radio"/> なし | ● ● ● ● | |
| (3) 自動車税・軽自動車税・自動車重量税 | ----- | [<input type="radio"/> あり → | 十 一 | 万円 |
| ※事業用に納めている税額は除いてください。 | | [<input type="radio"/> なし | ● ● | |